

平成27年度第6回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成27年9月11日(金) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 会長 23番 藪田 幸雄
会長職務代理者 24番 田中喜一郎 25番 田中 洋司
委員 1番 竹内 明子 2番 岡田 孝明
3番 多内 茂 4番 横山 和男
5番 岡本 達眞 6番 勝原貴美恵
7番 宮本彰太郎 8番 東口 守夫
12番 木下祐一郎 13番 山崎 儀章
14番 岩見 正明 15番 古井 淳二
16番 田中 正則 17番 鎌谷 一也
18番 谷口興理幸 19番 木原君太郎
20番 有岡 正裕 21番 安藤 博子
22番 澤田 俊雄

4. 欠席委員 1名 11番 橋本金次郎

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 12番 木下祐一郎 13番 山崎 儀章
第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について
農地法第18条第6項の規定による通知書について
農地法施行規則該当転用届について
第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第4 議案第2号 非農地証明について
第5 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 小林俊一 副主幹 蓮佛知香

6. 会議の概要

事務局	<p>本日の欠席者は、1名です。岡田委員は少し遅れるとの連絡がありました。</p> <p>現在の出席者数21名です。定足数に達していますので、平成27年度第6回八頭町農業委員会を始めたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、12番木下祐一郎委員、13番山崎儀章委員にお願いします。</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが、私からはありません。</p> <p>委員さんで報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら事務局でお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は3件です。記載事項がもれなく記載されており問題ないということで受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は4件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告3 農地法施行規則該当転用の件</p> <p>今月は1件です。200㎡未満の農作業用倉庫です。農振農用地区域の協議もされており問題なしということで受理しました。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして質問意見はありますか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>議案第1号 受付番号11-1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議の件 受付番号11-1について説明します。</p> <p>土地の所在地 北山地内1筆、台帳地目 田、現況地目 田 面積1,784㎡です。</p>

売買による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人が経営規模拡大されるということで、今回の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作していますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人からの聴取も行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、91アールとなり、問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農業生産法人要件）同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）については、審査対象外です。

議長（会長） この件につきましては、2番岡田委員に事前調査をお願いしていますが遅れられますので事務局で報告をお願いします。

事務局 事前に岡田委員から報告がありました。農地はきちんと耕作されており問題ないと考えるところでした。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。
続きまして、受付番号12-2について事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号12-2について説明します。

土地の所在地 船岡地内5筆 台帳地目 田、現況地目 田、1筆の農地については、台帳地目 畑、現況地目 畑

合計面積 5,951 m²です。

売買による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、売買されるということで、今回の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバイン等保有されていますし、農作業従事者数は確保してあります。また、通作についても問題ありません。保有している農地、7,260 m²の内 6,510 m²は中間管理機構に貸付けされていますが、貸付農地は農業法人が適切に耕作されていますので、全部効率利用要件には勘案しないものとします。また自作地についてはすべて耕作されており、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

次に農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人からの聴取も行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、67アールとなり、問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農業生産法人要件）同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）については、審査対象外です。

議長（会長） この件につきましては、17番鎌谷委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

鎌谷委員 9日に双方に聞取りを行いました。合意解約にも上がっておりますが、譲渡人が農業をやめられ譲受人に譲られるということです。きちんと耕作されますし問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終わります。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第2号 非農地証明について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 非農地証明について</p> <p>農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>受付番号5-1について説明します。</p> <p>土地の所在地 日田地内1筆 台帳地目 田 現況地目 雑種地 面積 302 m²。</p> <p>場所は、議案書の3ページから5ページに図面を付けております。</p> <p>理由につきましては、平成5年月日不詳より耕作しておらず、荒廃地となっていたが亡くなられたお父さんと隣家との話し合いで、周囲に迷惑とならないように平成22年月日不詳に砂利を敷き、現在は駐車場として利用しているとのこと。</p> <p>この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄され荒廃が進んだ後、駐車場として利用されており農地行政上も特に支障が無いと考えます。</p> <p>現地確認を、藪田会長、岡田委員、竹内委員にお願いしました。</p>
議長 (会長)	<p>この件につきましては、事前調査を私がしておりますので、報告をいたします。</p> <p>両隣後ろすべて宅地に囲まれた農地になります。用水路はありますが水は通っていません。農地へ戻すのは困難であると考えます。</p>
議長 (会長)	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第9 その他について事務局よりお願いします。</p>

事務局	● 8 月審議の転用案件について ● 農業委員会制度の改正について ● 利用意向調査について ● 農地パトロールについて 次回 委員会は、10月9日（金）午後1時30分から船岡庁舎 会議室で行います。以上です。
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
安藤委員	家の近くに太陽光発電設備を設置され、反射熱で熱中症になったと いう新聞記事を読みました。以前、八東地域に太陽光発電設備の転用 案件がありました。私たちも今後、転用審議の際には、このようなこ とにも配慮して審議していった方がよいのではないかと思います。
議長（会長）	そうですね。気を付けて審議していきましょう。 その他何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第6回農業委員会を終了します。 終了（14時00分）